

1. 議事日程第3号

(平成22年第2回大口町議会定例会)

平成22年3月9日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長 兼都市整備課長	野田透
総務部長 兼政策推進課長	近藤則義	生涯教育部長	三輪恒久
会計管理者	星野健一	地域振興課長	平岡寿弘
戸籍保険課長	掛布賢治	健康生きがい課長	宇野直樹
行政課長	江口利光	学校教育課長	近藤孝文
監査委員事務局長	近藤勝重		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久 議 会 事 務 局 長
議 次 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（齊木一三君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

議案第20号 平成22年度大口町土地取得特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町土地取得特別会計予算書及び予算に関する説明書の239ページから245ページまでであります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） この土地取得特別会計で持ってみえる土地のうち、中小口の区画整理に関連してくるような土地があるというふうに私はこれまでも聞いてきたわけですが、また聞くところによると新たな取り組みがなされるようなお話も伺うわけですが、例えば、この土地取得特別会計で持っている土地を今後こういった形で処分していかれるのか、そこら辺のところというのは、今、検討はされてみえるのでしょうか。

議長（齊木一三君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） この土地取得特別会計で所有しております土地につきましては、余野の区画整理事業で生じた残地7筆、これは平成10年度に購入しているわけですが、金額としては1,700万円余りということになっております。この土地につきましては、中小口の区画整理地内に入るとことで区画整理組合の中で処理をするということになっておりますので、現在は貸し付けのまま残っているという状況であります。区画整理が終わりましたら、借り入れた期間に応じまして利子をつけて基金に償還するというようになっておりますので、お願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そうすると、今の御説明を伺っていると、いずれ中小口の区画整理そのものは今後進んでいって、この7筆の土地についてもそれ相応の中小口の区画整理の中で処分

されていくというふうに理解してよろしいわけですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今、行政課長から答弁がございましたんですが、議員がおっしゃられたように、中小口の土地区画整理事業につきましては、今度新しい動きがあるという中でございます。おっしゃられたとおりでございます。余野の土地区画整理組合から平成10年に購入したという経緯でもって、区域外については隣接の方に購入していただいたという形で、またおいおい処分されておるという状況でございます。

区域内の土地については、先ほど言われたように編入して、当時の言葉ですと起爆剤にしてという形で、この土地も活用していくというようなことでお答えをさせていただいておる状況の中で、その経過があって進んできておったわけですが、区画整理事業につきましても、なかなか進展しない状況で、今月にもまた地区の対応がございまして、話し合いがされるというふうに聞いております。そういう中で、もしそれが進展しないということであれば、この区域内に入っておる土地につきましては、話でございますけど、ミニ区画整理という考え方もあるように聞いておりますので、その中に入れ込んだ中で事業展開ができていければなあという考えもあります。法的な問題も絡んできますので、すぐその辺にして、どういう形で処理できるかというのは、ちょっとまだ即答しかねるところでありますけど、その区域に入った中で有効な活用をしていくことになっていくんではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第20号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第21号 平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の246ページから252ページまでであります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ここの歳出の251ページ、252ページの中に負担金補助及び交付金ということで、補助金ということでホームステイの補助金が10万円計上されているわけですが、10万円が高いのか安いのかというのは私自身はよく承知はしていないんですけれども、しかし聞くところによると、例えばホームステイを受け入れる日数にもよるとは思うんですけれども、

こういう補助金がもう少し多ければ、もっと受け入れていただける家庭もふえていくんじゃないだろうかというような声も聞くわけですが、現実、例えば大口町で、こういうホームステイ等を受け入れてもいいですよというような世帯というのは、一体今どのくらいあるんでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正議員から、ホームステイの補助の関係について御質問いただきました。

まずもって、この補助の概要でございますけれども、大口町のホームステイ活動の補助金交付要綱に基づきまして実施をさせていただいております。この内容につきましては、補助金の額につきましては、外国人1人1日当たり2,000円で算出をする額としております。そうしまして、上限を3万円を限度として執行をさせていただいております。

本年度につきましては、1件対象がありまして、上限の3万円を執行させていただいております。ただ、御質問にありました、そういう世帯が幾つあるのかということにつきましては、私も今確実に把握しておる状況ではないということで御理解をいただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） この外国人1人2,000円で上限が3万円までということですので、そうすると大体2週間程度の滞在、それ以上になればそれが頭打ちだよというようなことなんですけれども、せっかく日本に来ていただいたということで、いろんなところに御案内もしたいというようなことも、伺いますといろいろあるようであります。そういう意味では、せっかく来ていただいて十分なおもてなしもしたい、そういう声もあるわけですが、こういう補助金等も、いつから上限が2,000円になっておるのか私はよく承知はしていないわけですが、こうした国際交流をもっと盛んにしようということであるのならば、この部分の補助というものも一定増額していく必要もあるのではないかなあというふうに私は思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今お話ございますように、ホームステイが各種団体さんの支援のもとに行われているということで、町民の皆様も御協力されてやっていただいているというような認識であります。その中で、これはもともと補助金をつくってきたのも、そういうふうで町側としても支援するという立場の中で1日2,000円、おおむね2週間、今お話ありますように滞在されるというようなことで、お土産代にもなればというような中でつくってきたというような経過がございます。

そんなことで、現状でいけばここで一応見させていただきまして、もっとこれを活発に、議員が今おっしゃいますように国際交流が本当に活発になって、この予算では足りないというようなお話になれば、再度その時点では検討をしていかなければならないというふうに思いますけども、現時点で、今、地域振興課長からお話ししましたように、年1件だけというような実績でございますので、今はまだこのままで様子を見たいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) せっかく10万円組んであって1件しかないんだったら、いっそのこともう少し1日当たりの単価を引き上げるなど、例えば、裕福な御家庭じゃないととてもじゃないけど受け入れられんわということではなくて、本当に国際交流というのを進めていこうと思えば、そういった人の行き来が活発になってこれば当然国際交流が進むわけですので、そういう意味では、せっかく10万円組んであっても、あとの7万円はまた翌年度回しということでは、私はその予算がもったいないもんですから、だとしたら1日当たりの単価を引き上げて、さらにそういった方々をお呼びしやすいような環境等も、町の方としても私は検討してはどうかなあというふうに思うもんですから、言ってるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 議員のおっしゃることもわかりますけど、予算ですので、やはり今の1件が確実というわけではございませんので、今の予算の中でいけば、少なくとも限度額でいけば3件以上の実績があればというふうな推測のものと予算計上でございます。

おっしゃいますように、ホームステイそのもの自体が団体さんの方の招聘といたしますが、そういった交流の中で行われているのが実際でございまして、個人でなかなかホームステイを行ってみえるという話は聞いていないわけでございますので、そういった中でいけば、町の方の支援としてはこれでどうかなあというふうに認識しておりますので、よろしくをお願いします。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) これをもって議案第21号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第22号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の253ページから288ページまでであります。

ございませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 先日の国会で、我が党の議員が国民健康保険について質問をし、政府から答弁もあったところでありまして、今、全国的に国民健康保険が非常に高い。所得 300 万円で 4 人家族だとおおむね 40 万円以上の保険料になる。このことについて、高いという認識があるかどうかということについて、鳩山首相は「高いですね」というような答弁でありました。そして、この中で、なぜこんなに高くなっているのかという原因は、以前は国庫負担が 50%、これがおおむね 25% に引き下げられている、このことが保険料が引き上がっている最も大きな原因であるということなどを指摘をしながら、今おおむね滞納者が 2 割前後おるということであります。一体大口町の滞納者はどれだけのなのか。そして、資格証明書を発行されている方はどれだけののか。資格証明書を発行されますと、御承知のように医療の窓口で 10 割負担をしなければならないということで、事実上医療にかかれない、そういうところに追い込んでいくわけですが、このことについてはやめるべきだという指摘をしました。当初の質問で、鳩山首相は「しかし、これはやめるわけにいかない」という趣旨の答弁をしましたけれども、さいたま市というところでは、滞納している人が窓口に来て、悪質な滞納者という認定がされない場合には、すべて保険証を発行しているという例があると、そういうことで国の姿勢も改めて、地方自治体に対して指示をすべきではないかということに対して、鳩山首相は「勉強させてもらう」という答弁でありました。

大口町でも、資格証明書の発行は抑制をすべきであると。悪質な滞納者と認定された人以外については、資格証明書の発行はやるべきではないというふうに思いますけれども、現状と御所見を伺いたいと思います。

議長 (齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長 (掛布賢治君) 御質問の滞納者の数でございますけれども、ちょっと資料が手持ちにございませんので、また後ほど調べて御回答させていただきます。

それから、資格証明書の件でございますけれども、2 月末現在で 17 世帯 25 人の方に対してまして資格証明書の方を発行しております。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 17 世帯 25 人に資格証明書を発行しているということですが、この中で払えるのに払えないということで認定をしている、いわゆる悪質滞納者というふうに見ている方はどれだけのんでしょうか。

議長 (齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 資格証明書の発行につきましては、納期限が経過して1年以上全く納付がない方ということで発行しているわけですが、呼び出しをかけてお話をさせていただき機会を設けておるわけですが、そういったところで呼び出しに応じてもらえない方、全く納付の意思がない方に対しての資格証明書ということで発行をさせていただいておりますので、この方が払う意思がないということで資格証明書を発行しているという状況でございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 窓口に来ていただいて、そして実情をきちんと報告をいただける方、そういう方については、基本的に短期の保険証でも発行しますよということをちゃんと周知しないと、窓口に行っても、払いたくても払えないという方たちがおられるわけです。そういう方たちの中で、全国的には自殺者が出るとか、そういう悲惨な状況があることも国会では指摘しております。払いたくても払えないという状況があるこの世情の中で、窓口に来ていただいて実情を御報告いただければ、基本的にはきちんと保険証を発行しますから窓口に来てくださいということを周知しないと、どうせ払えないから、窓口に行っていると言われるのもいやだし、だから窓口に行かないという人がおって、これはいけないというふうに思うんですね。そういう意味では、そういう周知の仕方をきちんとすべきだと思います。そうじゃないと命を落とす、そして役場からの請求書を山積みをして、みずから命を落とした例などもあるわけですから、そういう悲惨な状況にならないように私はすべきだというふうに思いますので、その辺のところの検討を前向きにさせていただけるかどうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ただいま、滞納者にそういった部分での周知の仕方ということでございますけれども、実際、まず滞納ということを考えますと、まず最初は訪問をさせていただきます。当然、たまってくる前に訪問をして、いろんな話をさせていただく。そういった中で音信不通、お邪魔させていただいても会えない、そういった状況の中で1年以上たってしまうという部分が出てくるかと思っておりますけれども、ただ周知の仕方、窓口へ実際に来ていただいてそういった話をしていく中では、もう実際に話がされてその方の状況がわかり、そして誓約書という部分も出てくるときもございますけれども、そういった中で短期保険証といったものは渡しておるのでございますけれども、今言われましたように、通知文の中に、こういった形で持っていくかということについては、もう少し勉強させていただく中で、確かにおっしゃられることは非常によくわかりますので、その部分についてはもう少し勉強してみたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第22号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第23号 平成22年度大口町老人保健特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町老人保健特別会計予算書及び予算に関する説明書の289ページから297ページまでであります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第24号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算書及び予算に関する説明書の298ページから306ページまでであります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 新しい政権は、後期高齢者医療制度を廃止をする決議を以前はやっていたのに、政権についた途端に数年後に廃止は先送りということで、明らかな公約違反をしていることに国民の批判は非常に高まっているところであります。おまけに、4月からの3年ごとの見直しである保険料の引き上げもやらないと言っていたにもかかわらず、これは多分、国全体で300億円補充をすれば値上げをしなくて済んだわけでありますけれども、たった100億円しか補てんをしないということで、4月の保険料の値上がりにつながっている。これも重大な公約違反なわけでありますけれども、一体この愛知県の場合は、後期高齢者医療制度の保険料、4月から幾らから幾らに値上がりするのか。新政権は、基金などを取り崩して自分の力でこの保険料の値上げを抑えるようにというような指示をそれぞれ出しているようでありますけれども、その状況はどうでしょうか。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 新年度からの保険料についての御質問をいただきましたけれども、2月10日だったと思いますけど、後期高齢者広域連合の方で議会が開催されまして、その中で決定をされておりますけれども、その内容につきましては、保険料の上昇については21

年度比較で4.9%上昇するという事で説明を受けております。保険料率としましては、所得割率が現在の7.43%から7.85%に引き上げ、それから被保険者均等割が4万175円から4万1,844円に改定されることになっております。1人当たりの平均保険料に置き直しまして、これが7万3,998円から7万7,658円に上がるであろうと言われております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 広域連合で基金などの取り崩しはどれほどやられたのかわかりますか。

議長(齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 広域連合での基金の取り崩し額でございますけれども、愛知県におきましては91億円の取り崩しをしたというふうに説明を聞いております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 後期高齢者医療制度というのは、現役で75歳以上でも働いている人がかなりいるんです。会社の社長さんたちや役員や病院長やお医者さん、そういう人たちは大変なお怒りですね。現役で働いて社会に貢献をして、そして企業主から2分の1の負担をしてもらって自分はまともな保険料を納めているのに、そういうところから後期高齢者医療保険制度に十把一からげにほうり投げられてしまっているというお怒りもあります。さらに、医療の差別が75歳以上にはされていると、こんな仕組みは世界に例がないということでもあります。医療制度全体でいいますと、先進国のヨーロッパやカナダでは、基本的に窓口負担は医療はないんです、赤ちゃんからお年寄りまで。保険料を納めている人は基本的に医療費は無料です。医療費を病院の窓口で払うところがないんです。あるのは、イギリスで遠距離から病院に駆けつけた人に交通費を支給する、そういう窓口はあっても、医療費を徴収する窓口はないというのが基本です。それから、日本人がヨーロッパに旅行に行って、あなたお年幾つですかと聞かれますけれども、医療費はただだと、すごい体験をしたと帰ってくるお年寄りがおったわけですけども、そういうことで、日本の医療制度そのものが、先進ヨーロッパ諸国やカナダと比べると大変ひどい状況だと。高い保険料を払って、さらに窓口で3割負担、こんな異常な状況はヨーロッパ諸国に見習ってきちんと改めていかなければ、健康で文化的な生活を保障するとうたっている憲法に反するわけです。ましてや、保険料を滞納したからといって保険証も渡さない、事実上医療のサービスを提供しないというようなひどい仕打ちをやっているのも日本だけあります。そういう意味で、今、お年寄りの医療費の無料化と、そして子供医療費の無料化の拡大、こういうことが行われておりますけれども、国に対して、こうした制度の抜本的な見直しを、私は地方から声を上げていくべきだというふうに思いますけれども、いかがで

しょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 地方から声を上げるということでございますけれども、たまたまけさの朝刊でございますけれども、後期高齢者医療制度に係る国の方針的なものが記事として載っております。それによりますと、後期高齢者は従来の国保へ戻しますよと。そして75歳以上の部分、国保へ戻すのでありますけれども、後期高齢者部分については国庫財源50%はそのまま見ていきますと。そういう中で一つ、私どもそれを読んでいく中で気になる部分では、やはり最初に言われました国庫負担5割から25%に下がったと、そういった部分では、きょう載っていた記事の中では約3割、国が後期高齢者以外の部分については、そしてそれによって財源が約9,000億円ほど不足すると。そういった部分では健保組合、さらには市町村共済組合、そういったところから拠出させていくという内容のものが載っておりますけれども、それについて今後、ことしの夏あたりに検討会に入っていくという新聞記事が載っておりますけれども、そういった中で、私どもとしましてはそういった部分を今後よく見させていただいて、検討させていただく中で、広域連合の方から国に対する要望等も出しておりますので、そういった中でまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 愛知県の後期高齢者医療制度で一番の特徴、要するに、よその県にはなくて愛知県にだけ今のところ存在するのが、障害者の扱いなんです。65歳以上の方で一定の障害のある人については、後期高齢者医療に加入してもよいことになっているんですね。加入しなければならぬということではないんですよ。制度が始まった当初は、九つの県で後期高齢者医療制度の方に事実上の強制加入、その中に愛知県が入っているということなんです。どうして強制加入なのかというと、これは障害者医療制度という福祉医療制度が愛知県にもありますけれども、この福祉医療制度の適用を受けようすると、後期高齢者医療制度に加入しなさいということになってしまっているんですね。この後期高齢者医療制度そのものは、高齢者の人が多ければ多いほどその負担が上がっていくという仕組みになっているんだということは前から言われているわけですよ。そういう意味では、障害のある方も後期高齢者医療に事実上強制加入をさせている、福祉医療制度を適用するんだったら、後期高齢者医療制度に加入しなさいよということをやっているがために、さらに保険料の引き上げが、現実はその分上げざるを得ない、そういう状況に私はなっているんじゃないかと思うんですね。例えば、これを強制加入をしていない県においては、当初の見込みよりは、逆に65歳以上の方で障害のある方の加入

が少なかったために、それで後期高齢者医療制度の方の保険料を引き下げる、そういう理由にしている県も実はあるんですよ、現実には。だから、そういう意味では、愛知県が、今、事実上の後期高齢者医療に65歳以上の一定の障害のある人を加入させていること自体が、後期高齢者医療の保険料を引き上げている要因にもなっているということ、私は指摘をしていく必要があるというふうに思っています。これを今も行っているのは、どうも愛知県だけらしいんですね。だから、そういう意味では、ここはきちっと見直しですね。よその都道府県と同じように足並みをそろえていただく必要があるというふうに思うんです。

例えば、社会保険に65歳以上の一定の障害のある人を加入させるとどうということになるのかというと、結局、自己負担以外の部分については、要するに社会保険の負担になるわけでしょう、現実の話として。だから、その分は財政的にも非常に助かるというメリットがあると思うんですよ。それをなぜ、あえて後期高齢者医療の方に一定の障害のある65歳以上の人を加入させているのかということが、私は意味がなかなか理解できない。私も、一昨年ですけれども、この制度が始まる前に医務国保課という県の担当のところにも聞いたんですけれども、「いや、そういうふうになっているから」というだけのことで、どうして愛知県はこうなっているのかということについては明確な答弁はなかったんですよ。これに入っておらんことには福祉医療制度は適用できませんという、それ一辺倒なんですよ。そんなことは本当はおかしな話なんですよ、現実の話。よその県ではちゃんとやっているんですからね。社会保険の扶養家族で加入している人についても、福祉医療制度を適用させるということはやっているんだから。それを愛知県だけやらないというんだから、これは私は本当に不可思議なことだなあというふうに思うんです。だから、そういう意味では、ここもやっぱり改善させるところが一つあると思うんです。だから、ぜひ町としてもそういう声を上げていただきたいと思うんです。なるべく保険料の引き上げを行わないようなことが、まだできるんじゃないかという提案をしていただきたいと思うんですよ。無論、私たちは即時廃止の立場ですよ。しかし、今すぐ廃止しなくてもできることというのはあるということで、私は今提案させていただいているんです。いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） いろんな要因の中で、上がらないように提案をしてほしいということでございますけれども、今、大変申しわけないんですけれども、障害者の部分につきまして、そういった仕組みを、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、そういった部分につきましては、ほかの部分も兼ねて一度もう少し勉強させていただくお時間をいただきたいと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第24号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第25号 平成22年度大口町介護保険特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町介護保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の307ページから334ページまでであります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 介護保険料と、それからあと伺いたいのは高額介護サービス費、要するに医療の分野でいけば高額医療、要するに自己負担の限度額ですね。その二つのことでちょっとお伺いしたいんですが、今ちょうど確定申告の時期になっていますけれども、介護保険料の面でいきますと、第1段階というのは、生活保護及び町民税非課税の老齢福祉年金受給者ということになっています。この老齢福祉年金の受給者というのは、明治44年生まれの人までが対象なんですね。だから、そんな人というのは大口町で何人おるのかという、2人か3人か4人か、まあそのくらいなんじゃあないかというふうに私は思っています。だから、第1段階というのは、ほとんどの人が生活保護の受給世帯ということに今はなっちゃっているんですね。これは10年前とは違うところです。

第2段階はどうなっているのかというと、本人、世帯とも町民税非課税で、本人の課税年金収入額、合計所得金額が80万円以下の人、こういうことになっているわけですね。要するに、年収が80万円以下の方が第2段階に当たるんですよ。

第3段階はどうなっているのかというと、本人、世帯とも町民税非課税世帯で、第1段階、第2段階に該当しないもの。要するに、収入が80万円を超えるんだけど、しかし住民税は非課税の人。住民税が非課税かどうかというのはどこで決まるのかというと、これは住民税を申告して、それで確定させるのが私は普通だというふうに思うんですね。私は前からこれは指摘しているところなんですけれども、要するに、住民税の申告をきちっとやっていないがために住民税が課税されていた世帯というのがあるんですよ、今までも。私のところに相談に来た人がそうだったんですよ。うそというふうに思うんですけど、年金収入で例えば190万円の収入がある人で、夫婦2人おるような場合、120万円そこから控除すると残りが70万残る。お二人見えるもんだから、基礎控除が住民税の場合は33万円だもんで、66万円引くと4万円残っちゃうんですよ。そうすると、課税世帯になっちゃうんです、申告せずにほかっておくと。勝手に申告、どこでやってくれるのか知らんけど、税務課でやってくれるのかどうかわからんですけど

ど、やっていっちゃうんですよ。ところが、医療費控除だとかその他の控除なんがあるのに申告がしていない場合だと、そういうのは当然算入されないわけですので、本当は計算すれば住民税が非課税のはずなのに、課税世帯になっちゃうんですよ。そういう例があるんですよ。私はその実例も、私自身も相談を受けてわかっておることなんですが、住民税が課税になるのかならないのかというのは、非常に介護保険の問題でいくと大きな問題なんです。これ今指摘したように、介護保険料でも違ってきますし、それからその後の介護保険の高額介護サービス費というやつですね、この限度額が違ってくるんですね、それぞれ。だから、お年寄りの人も所得税がかからんにしても、住民税の申告はきちっとやっていってもらわないと、介護保険の担当の方としても本当は困るんですよ。本当の介護保険料の算定はできないはずなんです、申告してもらわないと、現実には。住民税非課税の人だということがわかっておればいいですよ。非課税か課税かわからんようなあやふやなところの人は特にそうなんですけど、申告してもらわないかんですよ。それはどういうふうに扱ってみえますか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 年金だけの収入の方につきましては、そういった境界、本当にぎりぎりのところというのは、やっぱりたくさんの方が該当してみえるだろうなあという推計はできますけれども、ただ、現在介護保険を賦課していく場合、税情報を参考にさせていただく中で、現状の形としては、実際にそういった部分で相談があった場合は、私どもも一緒に現状を聞かせていただく中で住民税の申告をしていただくようにお話はさせていただいておりますけれども、そういった部分、それぞれ本当の話、どういった事情の中で経費を引くことができるとか、そういったいろいろな部分は現状わからない形ですので、先ほど申し上げましたように、相談があった方につきましては私どものできる限りのお話はさせていただいております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 介護保険の担当の方はそれが限界なんですよ。だから、その税情報を回していただく、その大元の方できちんと申告をやってもらわんことには、介護保険料もきちんとした金額が定まらないんですよ、現実には。だから確定申告、確定申告といえば所得税のことですけども、しかし、所得税がかからんような人については住民税も本来は申告してもらわないと、以前はそうじゃなかったんですよ。以前はせいぜい国保ぐらいにしか該当しなかったもんだから、そうすると国保の窓口がすぐそばに税務課の窓口もそこにあったりするもんで、そこで相談もできよったわけですけども、今現実には、その相談もできない関係になっているわけですよ、介護保険のところは。今これ健康文化センターの方でしょう、介護保険の担当は。

だから、そういう相談もできないんですよ、やろうと思っても、現実はどうなっておるとい
う話になって、あっちに行ってこなわからんわという話になるわけです。だから、いろんな分
野にこれから影響してくるわけですので、住民税の申告をきちっとやるように、町の税務の側
としては、そういう指導をもっと明確にやってもらわないといかんです。何に影響してくる
のかということも明確にして、それでそういう周知を図っていただきたいと思うんですよ。介
護保険だけじゃないですよ、国保にも影響する、それから後期高齢者医療制度の保険料にも影
響してくるんですよ。まだそのほかにも影響するものがあると思いますけれども、保育料もそ
うだね。住民税非課税かどうかによって、今の母子家庭の場合だと保育料が無料になるわけ
ですよ。だから、そういう人については申告してもらわないといかんです。そうしないと
非課税かどうかわからないんですから。だから、それをきちっとやるように、やっぱり指導し
ないといかんのじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） きょうはたまたま税務課長が入っておりませんので、
私の方からお答えさせていただきますが、基本的には議員もおっしゃられているように自主申
告でございます。申告してその権利が得られるという形であろうかと思えます。確定申告もし
かりだと思えます。そういう中で、行政側の方として、そういうおっしゃられたことを、今ま
では確かに申告しなくても均等割もかからないという方もあったかと思えます。しかし、制度
が変わってきまして、今おっしゃられたような例も出てきた中で、行政側の方としましては、
どういう形でこういうふうになってきますよということを、対象の方がどうしても高齢の方で
ありますから、わかりやすく説明が必要であろうなということを思えますので、どんな方法が
いいかというのは今即答できるわけではないんですけど、高度な媒体を使ってという形も恐ら
く無理でしょうし、広報一辺倒でもちょっといかんかなと思えます。何らかの方法をもって、
そういう申告をしないと不利になりますよということをお知らせしていく。例えば、今思いつ
きでいかんですけど、老人クラブのところで宣伝するとかいうことをしていった方がいいかな
と。またこれも関係のない時期に行っても宣伝効果がないと思えますので、暮れから1月とか
2月、そういう時期にやるのが一番いいのかなと思えますので、また一度担当課長にもその旨
伝えまして、周知できるように検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいた
します。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） あと、住民税の申告書って、皆さんごらんになった方おられますかね。
とても細かい字で、しかも緑色の薄い字なもんですから、とても老眼のものだと、私も老眼入

っているもんですから読めない状況で、市町村によっては、年金収入だけの人だと、それ専用の簡易申告書みたいなやつをつくって、それでやっている市町村もどうもあるみたいですね。そうしないと、事業収入だとか譲渡所得だとか、そういうの全部を1枚の紙に網羅してやらないといけないもんで、それで細かい字にならざるを得んわけですけども、しかし、そういう方というのは年金の収入がほとんどですよ、年金と給与くらいですよ。その程度だったら、その程度のものをつくって、そうすればもっと簡単に申告もできますよというイメージに私はなると思うんですよ。だから、そこら辺も含めて考えていただけたらなあと、これは要望にしておきますけれども、よろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって議案第25号の質疑を終了いたします。

戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 先ほど国民健康保険特別会計の予算のところ、田中議員さんから御質問いただきました滞納世帯の御質問についてお答えさせていただきます。

21年5月末の数字でございますけれども、滞納者数619件でありまして、そのうち引き続き国保加入世帯につきましては320件ということで、約半数が消失をされている状況でございます。以上でございます。

議長（齊木一三君） 続いて、議案第26号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の335ページから366ページまでであります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第27号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の367ページから381ページまでであります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第28号 平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の382ページから388ページまでであります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第28号の質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長(齊木一三君) 日程第2、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第9号、議案第10号及び議案第12号から議案第28号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日以降は、各常任委員会開催のため休会とし、次回は3月15日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

(午前10時25分)

議 案 付 託 表

平成22年第2回大口町議会定例会（3月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第 9 号	大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	第 10号	大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
	第 12号	大口町明日のまちづくり基金条例の制定について
	第 13号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第9号）（所管分）
	第 16号	平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	第 17号	平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 19号	平成22年度大口町一般会計予算（所管分）
	第 20号	平成22年度大口町土地取得特別会計予算
	第 26号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算
	第 27号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算
文教福祉 常 任 委 員 会	第 13号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第9号）（所管分）
	第 14号	平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
	第 15号	平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）
	第 18号	平成21年度大口町社本育英事業特別会計補正予算（第1号）
	第 19号	平成22年度大口町一般会計予算（所管分）
	第 21号	平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算
	第 22号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算
	第 23号	平成22年度大口町老人保健特別会計予算
	第 24号	平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算
	第 25号	平成22年度大口町介護保険特別会計予算
第 28号	平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算	